令和４年度
第 12 回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和４年度第 12 回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和５年３月２４日（金）　１４時００分開会
　　１４時５８分閉会
開催場所　　千歳市水道局　２階会議室

１　出欠状況　（出席委員１９名　欠席委員１名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	議事録署名委員
１０番	田村正司	出席	議事録署名委員
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	松石博司
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主任	福士憲二
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第 3 条の 3 届出）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第 4 条の規定による許可申請について
　　議案第３号　令和 4 年度第 10 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第４号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について
　　議案第５号　千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について
　　議案第６号　令和４年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和５年度最適化活動の目標の設定等（案）について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和４年度第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日、5番、平岡博委員は、所用のため、欠席する旨の届出がございました。よって、委員20名中19名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催にあたりまして、会長からご挨拶がございます。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、こんにちは。今年は雪解けが早くそろそろ農作業も始まりますが、事故が無いように気を付けて作業を行ってください。

本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。（14：01）

＜日程第３　議事録署名委員の指名＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、9番、川端委員、10番、田村委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　令和４年度第11回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出】

議　　長　　次に、日程第 5、報告の部に入ります。（14：02）
報告第 1 号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。
議案書 1 ページをお開きください。
農地法第 3 条の 3 の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第 3 条の 3 の規定による届出は 4 件で、土地の所在等は、議案書 1 ページから 4 ページのとおりです。なお、整理番号 14 の被相続人は△△△△さん、整理番号 15 の被相続人は△△△△さん、整理番号 16 の被相続人は△△△△さん、整理番号 17 の被相続人は△△△△さんであります。
以上、報告第 1 号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 1 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第 6、協議の部に入ります。（14：03）
はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての整理番号 30 を議題といたします。

議　　長　　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第１号について、ご説明申し上げます。
議案書５ページをお開きください。
農地法第３条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第３条の許可申請は、所有権移転が１件、賃貸借権設定が１件です。
当日配布資料の１ページから６ページに、議案第１号資料として地番図、営農計画書を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
整理番号30は、駒里の△△△△さんが、駒里の△△△△さんから農地を賃貸する案件です。
土地の所在等につきましては、議案書５ページのとおりです。
整理番号30は、調査書により確認した結果、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号30について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については農地小委員会で審議しておりますので、宮澤委員長から協議結果について報告願います。

宮澤委員長　　２月24日に、令和４年度第６回農地小委員会を開催し、議案第１号、整理番号30に係る、下限面積を適用して就農した者の規模拡大について審議を行ったので報告します。
当案件については、規模拡大を希望する△△△△さんから、営農計画について説明を受けたあと、質疑を行いました。
その結果、営農計画に一部、修正を要する点がありましたが、その後、適正に修正されており、本人の営農への意欲も十分に感じられることから、本案件を適当と認め、総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

平岡日出男委員　　整理番号30の地代の単価を教えてください。

事　務　局　　10ａ当たり□□円です。

平岡日出男委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
　次に整理番号 31 を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　続きまして、議案書 6 ページをお開きください。
　整理番号 31 は、駒里の△△△△さんが、駒里の△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
　土地の所在等につきましては、議案書 6 ページのとおりです。
　整理番号 31 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
　以上、整理番号 31 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より報告願います。

事　務　局　　議案第 2 号について、ご説明申し上げます。
議案書 7 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
なお、可として議決した場合には、北海道農業会議に意見聴取を行い、許可相当との意見回答後、許可書を交付することとします。
当日配布資料の 7 ページから 9 ページに、議案第 2 号資料として、航空写真等を添付しております。
今月の農地法第 4 条の規定による許可申請は 1 件です。
整理番号 3 は、△△△△さんが新たに堆肥置き場を建築する転用案件となります。
転用を行う土地の所在等は、議案書 7 ページのとおりです。
当該地の農地区分は農用地区域内 農業用施設用地であります。
農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。
また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。
これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。
以上、議案第 2 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議・ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第３号　令和４年度第10号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に議案第３号、令和４年度第10号農用地利用集積計画の決定についての整理番号、利110から利121を議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第３号について、ご説明申し上げます。
　議案書８ページをお開きください。
　農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
　当日配布資料の10ページから20ページに議案第３号資料として地番図、農地保有合理化事業フロー図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　今月の案件は、利用権設定が16件、所有権移転が２件になります。土地の所在等は議案書のとおりです。
　はじめに、整理番号利110から利121までを説明いたします。
　整理番号利110から利113までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　次に、議案書９ページをご覧ください。整理番号利114から利119までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　次に、議案書10ページをご覧ください。整理番号利120から利121までは、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号、利110から利121までについて、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
　次に、整理番号、利 122 及び利 123 を議題といたします。
　この、案件については、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
　暫時休憩します。（14：14）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：14）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号利 122・123 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号利 122・123 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。
　●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（14：15）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：16）
　次に整理番号、利 124 及び利 125 を議題といたします。
　この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（14：16）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：16）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　整理番号利 124・125 は、利用集積計画で設定された賃貸借契約の期間満了により、公益財団法人道央農業振興公社を介して、賃貸借契約を更新する案件になります。
　これらの計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号利 124・125 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。●●委員の退席を解きます。

議　　長　　暫時休憩します。（14：17）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：17）
次に整理番号、所12及び所13を議題といたします。
この案件については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。暫時休憩します。（14：18）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（14：18）
事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、議案書11ページをご覧ください。
整理番号、所12及び所13は、令和4年度第11回総会、議案第3号、農用地の買入協議に係る要請についてにおいて可決したものであり、公益財団法人北海道農業公社から買入協議が成立した旨の通知があったことから、それぞれの農地を 北海道農業公社が買入する農地保有合理化事業案件となります。
北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。
なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権の設定等を受ける場合には、法律上の要件は定められておりませんが、北海道農業公社が定めた農地保有合理化事業実施規程において買入の基準が定められており、整理番号所12及び所13は、本規程で定められた基準を満たしております。
以上、整理番号所12及び所13について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。
（14：19）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（14：20）

【議案第４号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について】

議　　長　　次に、議案第 4 号、千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告ついてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号について、ご説明申し上げます。
議案書 12 ページをお開きください。
千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。
今回の変更点は、祝梅地区における休憩所建築及び農家住宅建築のため農用地区域内農地からの除外、同じく祝梅地区における植林のため農用地区域内農地からの除外を行うものあります。
なお、本議案が可決された場合、4 月総会以降に、休憩所及び農家住宅について転用許可申請を行う予定となっております。
議案書 13 ページをご覧ください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが、当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。予定では 4 月上旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は 30 日間です。
次に、議案書 14 ページをご覧ください。土地の所在等は議案書のとおりです。次に、議案書 15 ページをご覧ください。
土地選定の理由書は議案書のとおりです。
最後に、議案書 16 ページから 17 ページをご覧ください。農用地区域内農地から除外する手続は、当ページに丸で囲われた箇所であります。以上、議案第 4 号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　祝梅の△△△△さんの農地ですが、経営農地は今どのくらいありますか。

事　　務　　局　　△△さんの経営地は約 4 町程あります。

藤　田　委　員　　分かりました。

川　端　委　員　　△△△△さんが植林する所は現況農地なのですが、所有者は△△△△さんですか、それとも別の方なのでしょうか。

事　　務　　局　　議案書 17 ページになります。こちらは△△△△さんが△△△△さんと契約書を交わしたと伺っておりますが、所有権移転登記はしていないので、現在も△△△△さんの所有地ということになります。

平　沖　委　員　　住宅の建設が 2 筆に分かれていますが、どのような理由でしょうか。
　すいません、言われて次のページの計画図を見るとちょうど跨っているところに建てるのですね。分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

中　村　委　員　　休憩所と言うのは、なんのための休憩所なのですか。雇っている方の休憩所とか、何かあるのでしょうか。

事　　務　　局　　この周りの農地で観光農園を行いたいと言うことで、それの受付所兼、この観光農園に来た方の休憩所と聞いております。

中　村　委　員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第５号　千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について】

議　　長　　次に議案第 5 号、千歳市農業委員会の農地の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを議題といたします。
　事務局より説明願います。

事　務　局　　それでは、議案第 5 号について、ご説明申しあげます。
　農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標と方法に係る指針として千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を変更したいので、審議意見を求めます。
　議案書 19 ページから 21 ページに指針の変更案、当日配布資料 21 ページに農業委員会等に関する法律の抜粋、同じく当日配布資料 22 ページ及び 23 ページに千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針に係る実績を添付しております。
　最初に、当日配布資料 21 ページをお開きください。
　こちらは、農業委員会等に関する法律第 6 条･7 条の抜粋ですが、本案件は、下段に記載の第 7 条の規定により、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標とその方法について、指針を定めるように努めなければならないとされておりまして、当委員会では、農地小委員会及び総会での審議を経て、平成 30 年 2 月 23 日に、当該指針について定め、令和 2 年 4 月 24 日に 1 回目の変更をしております。
　今回の変更は、現在の指針の設定期間が今年度末で終了いたしますことと、令和 5 年 4 月施行の農業委員会に関する法律の改正内容を反映させる必要が生じたため変更しようとするものです。
　主な変更点についてのみ、説明させていただきますが、
　1 つ目に、目標年度を令和 7 年度までにしたこと。
　2 つ目に、法改正に伴い、指針で定める事項に、地域計画の目標を達成するための農業委員化の役割を追加したこと。
　3 つ目としては、指針で定める事項に目標の達成状況の評価方法を追加したことです。

以上、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議　　長　事務局の説明が終わりましたが、この案件については農地小委員会で協議しておりますので宮澤委員長から補足説明があります。

宮澤委員長　令和４年度第６回農地小委員会において、議案第５号、千歳市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について審議を行ったので報告いたします。
当小委員会としましては、当市における担い手への集積などは、すでに高い数値であり、新規参入者数においても実績を踏まえたものであることから、指針案のとおり取り進めることが適当である旨、判断したところであります。私からは以上です。

議　　長　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

【議案第６号　令和４年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和５年度最適化活動の目標の設定等（案）について】

議　　長　次に、当日追加議案、議案第６号、令和４年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）及び令和５年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　　務　　局　　それでは、追加議案、議案第6号について、ご説明申し上げます。

農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況を公表するため、令和4年度農業委員会の農地の利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)及び令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)を策定したので、審議意見を求めます。

それでは、審議事項について、一括してご説明申し上げます。

本日ご審議いただく令和4年度の最適化の推進、事務の実施状況（案）と令和5年度最適化活動の目標の設定等（案）は、審議・決定いただいた後、4月中に北海道農業会議の点検を受けた後、ホームページでの公表及び北海道を経由し国へ提出する予定となっております。

昨年から様式が改正され新しい様式となっており、公表事項も若干変わっておりますので議案第6号、当日配布資料別紙にてご確認ください。

まず、議案第6号、当日配布資料別紙、最適化の推進、事務の実施状況（案）の1ページ目については、それぞれの統計調査等の公表された数値を記載しております。

認定農業者数は北海道認定8件と農林水産省認定2件、千歳市認定の145件を合わせまして155経営、基本構想水準到達者は7名となっております。

認定新規就農者は根志越の△△さん、1経営となっております。

農業参入法人は△△△△株式会社、△△△△株式会社、△△△△有限会社の3件となっております。

2ページに移りまして、Ⅱ最適化活動の実施状況、1最適化活動の成果目標の（1）の①および②については昨年作成した目標の数値を記入しております。③の実績については、本総会案件込みの数字で、記載しております。

（2）遊休農地の発生防止・解消についても昨年の目標の数値を記載しております。

なお、緑区分とは草刈り等により直ちに耕作することが可能となる農地、黄区分は草刈り等により直ちに耕作することはできないが基盤整備等の実施により再生可能となる農地のことです。

3ページに移りまして、③の実績については、高遠さんの面積0.2haが解消しましたので記載の通りとなっております

④その他については、令和4年度の農地パトロールの実績の基づき表の通り掲載いたしました。

（3）新規参入の促進については、①は昨年度作成した目標に基づき記載しております。②の目標については表の下のコメ印の指示に基づき、記入しております。

4ページに移りまして③の実績については4年度の状況について掲載しております。2最適化活動の活動目標の（1）（2）については農地パトロールの目標と実績に基づき掲載しております。

5ページに移りまして（3）新規参入相談会への参加、①②についても、目標と実績に基づき掲載しております。

目標の達成状況の標語につきましては、下記の点検・評価結果に基づき記載することになっており、議案第6号参考資料の農業委員会による最適化活動の推進等についてをご覧ください。

両面印刷となっておりますが、最後のページの表面をご覧ください。

こちらの別表、目標の達成状況の評語の適用方法に基づき、ただいま説明した実施状況で表2の（1）①が3点、②が3点、③が1点、（2）の①②が各1点で合計点になりますので、表1の下から2段目の目標に対して期待どおりの結果が得られたとしております。

当日配布資料別紙に戻りまして、6ページのⅢ事務の実施状況については本総会に係る案件も含め、4年度の事務状況を記載しております、詳細は6ページをご覧ください。

続きまして、7ページからは令和5年度の目標になります。

Ⅰの農業委員会の状況は、実施状況と同じ内容となっております。Ⅱの最適化活動の成果目標の1（1）①の現状及び課題も実施状況と同じ内容になっております。

8ページへ移りまして、②の目標の集積率については、議案第5号で可決された指針に基づき100.4%とし、今年度末の集積面積については4年度の実績に基づき記載しております。

（2）遊休農地の解消の①は実施状況の現状と実績に基づき記載しております。

②の目標については、コメ印の指示の通りの数字を記載しております。（3）新規参入の促進の①②についても実施状況と同じ記載となっております。

最後の9ページの2最適化活動の活動目標については、農地パトロールや新規就農相談会についての実施目標を掲載しております。

今まで本実施状況、目標については、3月小委員会、4月総会でお諮りしておりましたが、農林水産省の通知により本年度より、3月末までに次年度の目標を定め、4月末までに公表するよう、スケ

ジュールの変更が求められたため、今回のようなスケジュールでの審議となりましたことをご了承願います。
　以上、議案第6号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定頂きますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この案件については農政小委員会で協議しておりますので、鈴木委員長から協議結果について報告願います。

鈴 木 委 員 長　　本日開催の農政小委員会での協議結果について報告いたします。
　農業委員会等に関する法律、第37条で、農業委員会はその運営の透明性を確保するため、農地の利用の最適化の推進状況や、その他、事務の実施状況について、公表することが定められております。
　農政小委員会といたしましては、ただ今、提案しております令和4年度の実施状況(案)は適切であること、また、令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)に沿って、農業委員会が一体となり各種事業を積極的に推進する旨を確認し、総会へ諮ることで意見を集約したところであります。私からは、以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（挙手なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　※事務局より次の事項について、報告があった。
資料-1　利用意向調査結果と今後の対応について
資料-2　千歳市農地賃借料情報について
資料-3　令和６年度農業施策と予算に関する要望意見（案）について
資料-4　令和５年度農業委員会総会日程等について
資料-5　農業者年金制度の充実に関する要望の取りまとめについて
口　頭　事務局職員の異動について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
お疲れさまでした。（14：58　閉会）